

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第174号
事故等種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成25年12月3日（火） 07時13分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南西方沖 江井ヶ島港西防波堤灯台から真方位258° 2,010m付近 （概位 北緯34° 40.2′ 東経134° 53.4′）
事故等調査の経過	平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート ^{アズール} AZUL、5トン未満（長さ6.15m） 253-6884兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 枠綱を切断
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首約0.5m、船尾約0.4mの喫水により、江井ヶ島港南西方沖ののり養殖施設内を南進中、平成25年12月3日07時13分ごろ突然に停船した。 船長は、船外機のプロペラ翼にのり網の枠綱（のり網の外側に張ったロープ）が絡まっていることを認め、チルトアップして枠綱を外そうとしたものの、チルトアップすることができず、また、堅く絡んで外すことができなかったため、118番通報を行った。 海上保安部は、のり養殖施設を所有する漁業者に連絡し、漁業者が、所有船で本船に向かい、枠綱及びのり網を切断して本船を救助した。 本船は、自力航行して係留場所へ帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 本事故当日の日出時刻は06時51分ごろ（本事故発生場所付近）であり、太陽の方位は約119°であった。
その他の事項	船長は、平成23年3月から本船を使用し、冬期を除いて年間10回程度、釣りをを行うために本事故発生場所付近を航行して目的地へ向かっており、ふだん、漁船やプレジャーボートの後ろに付いてのり養殖施設内ののり網とのり網との間の水路（以下「のり養殖施設内水路」という。）を航行していたが、本事故当時には先を航行する小型

	<p>船舶はいなかった。</p> <p>船長は、江井ヶ島港南西方沖を航行中、太陽がまぶしくて浮き（漁具）が見えにくかった。また、船長は、のり養殖施設内水路とのり網設置場所との区別ができず、ふだんより速力を下げて航行していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、江井ヶ島港南西方沖を南進中、船長が、のり養殖施設内水路を航行しようとしたのり養殖施設に進入したものの、のり養殖施設内水路とのり網設置場所との区別ができずに航行したことから、船外機のプロペラ翼に枠網が絡み、のり養殖施設が損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん、漁船やプレジャーボートの後ろに付いてのり養殖施設内水路を航行しており、本事故当日には先を航行する小型船舶がいなかったことから、のり養殖施設内水路とのり網設置場所との区別ができなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、江井ヶ島港南西方沖を南進中、船長が、のり養殖施設内水路を航行しようとしたのり養殖施設に進入したものの、のり養殖施設内水路とのり網設置場所との区別ができずに航行したため、船外機のプロペラ翼に枠網が絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のり養殖施設内には、のり網とのり網との間に水路があるが、のり網は海面下に沈み、水路と区別することが難しく、のり網に乗り揚げたり、プロペラ翼に枠網、浮子綱等を巻き付けたりするおそれがあるので、のり養殖施設内に進入しないこと。